

秋田県公報

目次	ページ
告示	
○家畜伝染予防法による報告の徴求(五一・農畜産振興課)……1	
○建設業者に対する営業の停止命令(五二・建設管理課)……1	
○都市計画の変更予定及び都市計画の案の縦覧(五三・都市計画課)……1	
○道路区域の変更(五四・道路課)……1	
○道路の供用開始(五五・道路課)……2	
○保安林の指定の解除(五六・仙北地域振興局農林部)……2	
公告	
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)……2	
教育委員会告示	
○教育委員会会議の開催(三・教育庁総務課)……2	
選挙管理委員会告示	
○公職選挙執行規程の一部を改正する規程(八)……2	
告示	
秋田県告示第五十一号	
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五十二条の規定により、動物の所有者から、次のとおり報告を求めるので、家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)第五十八条の規定に基づき、告示する。	
平成二十一年二月三日	
秋田県知事 寺田 典城	
一 実施の目的	
高病原性鳥インフルエンザの発生予防及びまん延防止のため	
報告すべき者の範囲	
飼養する鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ、ほろほろ鳥の羽数の合計が百以上またはだちょうの羽数が十以上である者	
三 報告すべき事項	

告示

秋田県告示第五十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五十二条の規定により、動物の所有者から、次のとおり報告を求めるので、家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)第五十八条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年二月三日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 実施の目的
- 高病原性鳥インフルエンザの発生予防及びまん延防止のため
- 報告すべき者の範囲
- 飼養する鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ、ほろほろ鳥の羽数の合計が百以上またはだちょうの羽数が十以上である者
- 三 報告すべき事項

- 平成二十一年二月一日以後における次に掲げる事項
- (一) 飼養羽数
- (二) 死亡羽数
- 四 報告書の提出方法、提出期限及び提出先
- 報告すべき事項を一週間(月曜日から日曜日まで)ごとに集計し、一月分を取りまとめ、別に定める様式により翌月十日正午までにファクシミリ、電子メールその他の方法により二の動物を飼養する農場の所在地を所管する家畜保健衛生所長に提出すること。
- 五 その他

- (一) 高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況が生じた場合は、四にかかわらず、直ちに四の家畜保健衛生所長に報告すること。
- (二) 報告を求める期間は、平成二十一年二月一日から四の家畜保健衛生所長が別途指定する日までとする。
- 六 問い合わせ先
- 秋田県北都家畜保健衛生所(郵便番号〇一八一三四五四 北秋田市脇神字高村岱九十二番地 電話〇一八六〇二二七二一 五 ファクシミリ〇一八六〇二二〇一四六 電子メールアドレス hokubukaho@pref.akita.lg.jp)
- 秋田県中央家畜保健衛生所(郵便番号〇一〇九〇四 秋田市寺内蛭根一丁目十五番五号 電話〇一八八六四一〇四〇 一 ファクシミリ〇一八八六二七三二 電子メールアドレス nan-kaho@pref.akita.lg.jp)
- 秋田県南都家畜保健衛生所(郵便番号〇一四一〇〇一一 大仙市富士見町六番五十五号 電話〇一八七六二二五三五四 五 ファクシミリ〇一八七六六一八四九 電子メールアドレス nan-kaho@pref.akita.lg.jp)

秋田県告示第五十二号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者に対して営業の停止を命じたので、同法第二十九条の第五第一項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年二月三日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 処分をした年月日
- 平成二十一年一月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
- 株式会社マルコ産業
- 仙北郡美郷町六郷字作山百八十三番地二
- 代表取締役 高橋 亘

- 秋田県知事許可(般一六)九一六八
- 三 処分の内容
- 平成二十一年二月四日から同月六日までの間、建設業のすべての営業の停止
- 四 処分の原因となった事実
- 株式会社マルコ産業が労働安全衛生法違反の罪により、また同社職員が労働安全衛生法違反及び業務上過失致死の罪により、大曲簡易裁判所からそれぞれ罰金五十万円の略式命令を受け、その刑が確定した。
- このことが、建設業法第二十八条第一項第三号に該当する。

秋田県告示第五十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十一年二月三日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 都市計画の種類
- 道路
- 二 都市計画の案の名称
- 横手都市計画道路(三・四・五号中央線)の変更
- 三 都市計画を変更する土地の区域
- 変更する部分 横手市杉沢字南杉沢、字鶴谷地及び字吉沢、睦成字鶴谷地及び字吉沢上台並びに台所町、追廻一丁目、新坂町、明永町、幸町、二葉町及び本町の各一部
- 四 都市計画の案の縦覧場所
- (一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
- (二) 横手市旭川一丁目三番四十一号 平鹿地域振興局建設部用地課
- (三) 横手市十文字町字海道下七番地 横手市建設部都市計画課
- (四) 横手市中央町八番二号 横手市横手地域局地域維持課
- 五 都市計画の案の縦覧期間 平成二十一年二月三日(火)から同月十七日(火)まで

秋田県告示第五十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十一年二月三日

秋田県知事 寺田 典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
県 道						
	秋田空港東線	秋田空港東線	秋田市雄和平尾鳥字白ヶ沢一二二番一地内		一八・〇〇〇〇～八二・五〇	〇・二六九
	秋田空港東線				一八・〇〇〇〇～六四・〇〇	〇・二六九

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成二十一年二月三日から同月十六日まで

秋田県告示第五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成二十一年二月三日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間
 道路の種類 路線名 区 間
 川連増田平鹿 横手市平鹿町醍醐字下籠田六四番二地先から石成五三番二地先まで

二 供用開始の期日 平成二十一年二月三日

秋田県知事 寺田典城

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成二十一年二月三日から同月十六日まで

秋田県告示第五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第ニ項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 平成二十一年二月三日

森 林 の 所 在 場 所	全 面 積	保安林面積	保安林解除面積	指定の目的	解除の理由
仙北市 田沢湖 生保内	二〇・二四〇〇 (ヘクタール)	二〇・二四〇〇 (ヘクタール)	二〇・二四〇〇 (ヘクタール)	〇・〇四三二 なだれの危険の防止	落石防止施設用地とするため

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び仙北地域振興局農林部並びに仙北市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
 平成二十一年二月三日

一 申請のあった年月日 秋田県知事 寺田典城
 平成二十一年一月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 縄文柴犬研究センター

三 代表者の氏名 新美治
 四 主たる事務所の所在地 秋田県大仙市内小友字堂ノ前百十九番地五
 五 定款に記載された目的 この法人は、柴犬を愛する人が協力して、縄文柴犬の研究・保存・普及に関する事業を行い、動物愛護の精神に則り心豊かな人と犬との共存社会を育むことに寄与することを目的とする。

秋田県教育委員会告示第三号

次のとおり教育委員会会議を開催する。
 平成二十一年二月三日 秋田県教育委員会委員長 北林真知子

一 日時 平成二十一年二月五日 午後二時
 二 場所 秋田県立秋田明徳館高等学校
 三 案件
 (一) 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案
 (二) その他

教育委員会告示

選挙管理委員会告示

2 の備考4と「 回号様式その2の備考1の次に次のように加え
る。

2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番
号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自
動車登録番号を記載してください。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番
号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料
の供給を受けた日ごとに記載してください。
戻記録十一号様式その5の「使用する」や「使用した」に

自 至	円	
自 至	円	
自 至	円	
自 至	円	
自 至	円	
自 至	円	
自 至	円	

年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	

年 月 日	円	
年 月 日	円	

次の「回号様式その3の備考1中「証明書は」の次に、「使用の
実績に基づいて」を加え「回号様式その3の備考3を回号様式
その3の備考7とし」「回号様式その3の備考5を回号様式その3の
備考6とし」「回号様式その3の備考4を回号様式その3の備考5
とし」「回号様式その3の備考2を回号様式その3の備考4とし」
回号様式その3の備考2を回号様式その3の備考3とし」回
号様式その3の備考1の次に次のように加える。

2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自
動車の台数を使用した日ごとに記載してください。

戻記録十一号様式その5中「作成する」や「作成した」に各々「
戻記録十一号様式その5中「証明書は」の次に、「作成の実績に基づい
て」を加える。

戻記録十一号様式その5中「5 銀行名、口座名及び口座番
号」を
「5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	本・支店名	
金融機関コード	支店コード	
預金種別	口座番号	
ふりがな		
口座名		

次の「回号様式その3の備考1中「自動車燃料代確認書」の次に
「及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付及び選挙運動用自動車
の自動車登録番号のうち自動車登録規則第13条第1項第4号に規
定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量並びに燃料供給金
額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したも
のをいう。）の写し」を加え「回号様式その3の備考1の次に
加える。

3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動
車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確
認金額」の範囲内に限られます。
戻記録十一号様式その5の（戻録）その1中

自 至	(円)× 台円	(64,500円)× 台円
--------	---------	---------------

年 月 日	円	64,500円
-------	---	---------

その5の（戻録）その2中

自 至	(円)× 台円	(15,300円)× 台円
--------	---------	---------------

年 月 日	円	15,300円
-------	---	---------

その5の（戻録）その3の次に各々加える。

(別紙) その3

請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	販売金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
年 月 日		(円) × (ℓ) 円	/	/	
年 月 日		(円) × (ℓ) 円	/	/	
計		円	円	円	

備考

- 1 「基準限度額」計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(イ)の計欄又は(ロ)の計欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び(イ)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

別記第十一号様式その1の(別紙)その4中

白 紙	(円)×(日)円 (12,500円)×(日)円	を
--------	-------------------------	---

年 月 日	円	12,500円	に改める。
-------	---	---------	-------

別記第十一号様式その2及び同号様式その3中「5 銀行名、口座名及び口座番号」や「5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	本・支店名
金融機関コード	支店コード
預金種別	口座番号
ふりがな	
口座名	

に

改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(82)八七六六 FAX(83)〇〇五
 E-mail:matsubaransatsu@natsubara.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄